平成 21 年度 明石市都市景観審議会 議事概要

日 時 | 平成22年2月5日(金)午前10時00分~12時00分

場 所 議会棟 第4委員会室

出席者│安田会長、八木副会長、伊藤委員、茨木委員、辻委員、安谷委員

I. 審議

1. 開会(10:00)

2. 公開・非公開の決定

会議の公開、非公開について審議し、公開と決定した。 本日の傍聴希望者なしの旨、事務局より報告した。

3. 議事

(1) 審議事項

①改定都市景観形成基本計画(素案)について(5章) 事務局より基本計画(素案)「訂正版」78ページから89ページを説明

(各委員から出された意見、質問等)

【委員】

・78 ページから 79 ページの《市民》《事業者》《行政》それぞれの役割を項目立てするのではなく、三者それぞれの役割を、「5章 行動計画」の前文として、「三者協働による景観まちづくり」として纏めて表現し、次に、「1. 景観まちづくりの推進方策」として繋げていけばよいのではないか

【委員】

・78ページ 79ページ、《市民》《事業者》《行政》の文章の内容は、それぞれの役割について示しているものであって、タイトルのような「協働」を指すものではない。「協働」については、79ページの図における3つの円が重なっている部分を指し、よってこの部分の考え方について表現するべきではないか。

【委員】

・81 ページ《道路》における、「~常緑の高木~」については、これに限定するのはおかしいのではないか。明石の都市計画道路は、すべてが常緑の高木ではないはずである。例えば、「季節感のある~」の表現の方がよいのではないか。

【委員】

・80 ページ「○良好な事例となる (・・・)」については、「○優れたデザインの事例をつくる」の表現にした方がよいのではないか。

【委員】

・80 ページ「○良好な景観と調和させる」については、「○良好な周辺景観と調和した 意匠とする」の表現にした方がよいのではないか。

【委員】

・81 ページ《道路》における、「~ユニバーサルデザイン~」については、道路だけに限らず、その他公園などにも当てはまることである。よって、P80 の前文に入れて全体に係る内容にするべきである。

【委員】

・80、81 ページにおける「地域」と「地区」の表現が混在している。「地域」の方がよいのではないか。

【委員】

・82 ページ《海岸》における、「~放水路を突堤の内部に設置する~」については、表現がわかりづらい。「~放水路と突堤の一体化を図る~」の表現にした方がよいのではないか。

【委員】

・82 ページ《海岸》における、「~海浜レクリエーション空間としての確保を図る~」 については、「海浜レクリエーション空間としてふさわしい景観形成を図る」の表現に した方がよいのではないか。

【委員】

・82 ページ《ため池》については、「空間」と「景観」を使い分けた方がよいのではないか。

【委員】

・82 ページ《ため池》における、「景観形成作物」という表現は、実際使われているの か確認するべきである。

【委員】

・82 ページ《ため池》における、「〜親水空間として整備することで、親しまれる自然空間〜」については、同じ意味の表現を繰り返しているだけである。よって表現方法を変えるべきである。

【委員】

・83ページ《公共建築物》における、「味わい」の表現は検討するべきである。

【委員】

・83ページ《河川》における、「多自然型護岸」は、「他自然型工法」とすべきである。

【委員】

- ・84 ページ「② 行政の推進体制の整備」における、「~景観関連制度の創設や運用~」の表現では、今から景観条例を策定するかのように誤解されてしまうので表現を変えるべきである。また、表現を変える際には、「行政が対応すべき方策は~」のように、主語を先に明記し、「~既にある景観条例の積極的な運用をはじめとして、公共空間の整備や~」の表現とした方がよいのではないか。やはり行政方策は、景観条例の運用が第一に挙げられるべきである。
- ・84ページ「④ 職員意識の向上」については、設計時に景観調整会議のような市の内部会議として、景観面に対するプレゼンテーション意識の向上を図るシステムを設けるべきではないか。また、その中でも特に大規模なものについては、アドバイザー制度のような外部からの意見を聞く場も設けてはどうか。
- ・85ページ「① 大規模建築物等の届出制度の見直し」については、現在全市一律の基準で指導をしているものを、地域特性に応じた極細やかな基準により指導するという表現に留めた方が、一般市民には理解しやすいのではないか。
- ・85ページ「② アドバイザー制度の実施」については、アドバイザー会議を景観条例の中で審議会の専門部会と位置づけし、専門部会の決定をもって審議会の決定とするように規定してはどうか。
- ・85ページ「③ ガイドラインの作成」については、現行の3つのガイドラインがある 旨を明記するべきではないか。また全体的に、景観行政の現在までの実績を明記する べきではないか。今の表現では、今から新たに景観行政を実施するかのように誤解を 招く可能性がある。

【委員】

・ガイドラインについては、一般住宅も誘導できるようにできれば理想的である。

【委員】

・屋外広告物について、もう少し強化規制できればよいと思われる。

【委員】

- ・86ページ「(3) 三者協働の取り組み推進」については、全体に関連する内容である。 また行政施策の最重要は、景観形成地区の指定であり、これがタウンウォッチング等 の実施の項より後ろに明記されているのは違和感がある。
- ・「啓発」と「三者協働」とはどう違うのか。構成として、条例に位置づけているもの を先頭にし、次に強化見直しを図るものを明記した方がよいのではないか。
 - (1) 行政による先導的取り組み
 - (2) 都市景観条例に基づく景観行政の推進

(3) 三者協働の取り組み

とし、(3)には、「(4) 啓発」の項を組み込んで表現すればよいのではないか。また、「(5) 関連施策・制度の活用」については、項目立てせずに、(2) の中に組み込んで表現すればよいのではないか。なお、屋外広告物については、景観条例に基準を規定し誘導していく必要もあるかと思われる。

【委員】

・88 ページ「② 景観ウォーク等の実施」と89 ページ「⑤ 風物詩のPR等」については、一つにまとめてもよいのではないか。

【委員】

- ・88ページ「③ 都市景観形成重要建築物等の活用」については、活用方法をもう少し 具体的に表現できればよいのではないか。(例えば、「所有者の理解を得ながら公開す る〜」など)。
- ②改定都市景観形成基本計画(素案)について(1章~4章)

*一部5章あり

事務局より基本計画(素案)「訂正版」1ページから77ページを説明

(各委員から出された意見、質問等)

【委員】

・8ページ「~神戸のような~」については、不要ではないか。

【委員】

- ・39ページ、3章のタイトル「地域別資源図及び~」については、「地域別資源及び~」でよいのではないか。
- ・2~4 ページについて、節の組み立てが細かすぎるのではないか。「1. 景観とは」、「2. 景観がもたらすもの」、「3. 景観意識の変化」を一つに纏めた方がよいのではないか。

【委員】

・全体の年代表記について、和暦と西暦が混在しているので、統一するべきである。明 石は歴史のまちなので、和暦(西暦)の表示がよいのではないか。表示形式について は、国で取り決めがあれば参考にしてはどうか。

【委員】

・3章について、「(3) 点的景観・眺望景観」の組み合わせに違和感がある。

【委員】

・各地域の概要前文に眺望景観について入れてはどうか。

【委員】

・3章について、各地域の概要解説に、景観特性のみでなく、一般的な地域特性(例えば本庁東地域の場合は、明石駅周辺が中心市街地で、市役所がある。など)を明記するべきではないか。

【委員】

・1 ページの Contents には、各章、節のページ番号を入れるべきである。

【委員】

・「Contents」は「目次」とした方がよいのではないか。

【委員】

・59 ページの「旧西国街道」、「旧浜街道」について、旧が付いた表現と付いてない表現 が全体的に混在しているので、統一すべきである。

【委員】

・全体として、ヘッダー右上の「干しだこ」の写真はこのままとするのか。例えば、明 石十景の写真を入れることで変化を持たせたらよいのではないか。

【委員】

・7ページの「守り・育て・創る」については、順番を再確認しておいた方がよい。

【委員】

・79ページ下部の図については、78ページの前文の前に明記した方がよい。

【委員】

・全体として、「景観まちづくり」という表現を、どこで、どのように、何箇所ほど使 用しているかチェックしておくこと。

【委員】

・序章と1章の色分けがほぼ同色となっているので、区別がつきにくい。区別のつきや すい色に変更するべきである。

【委員】

・31ページ《河川軸》の内容について、安全面に配慮していることについても触れておくべきではないか。

【委員】

・駐輪対策についてもどこかで触れておくべきである。このような取り組みも景観形成

において大切であることを示すべきである。 5 章の行動計画の中で明記するのがよい のではないか。

【委員】

・「5章 行動計画」において、主語がすべて市になっているが、市民が自主的に活動 する場合の行政の対応についても触れておくべきではないか。

4. その他

- ○次回開催日について
- ・次回の審議会は平成22年3月26日 金曜日 午前10時からを予定している。その際にはあらためて文書で連絡する。
- 5. 閉会(12:00)